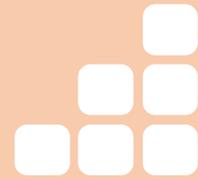




第8章 計画推進のために



1. 計画の推進体制

(1) 市内体制

本計画の推進にあたっては、事務局である障がい福祉課と各施策の担当課を中心に、関係部局との連携を一層強化し、全庁が一体となって執行する体制をつくります。

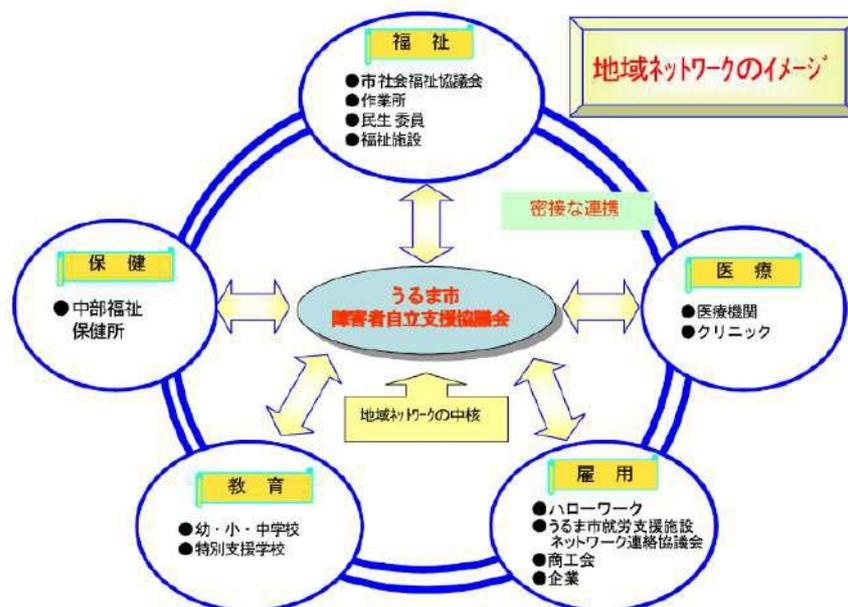
(2) 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある方が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

(3) 地域ネットワーク体制の構築

本計画を推進するためには、地域全体で障がい者を支える体制を確立する必要があります。特に、障がい者への相談支援体制の整備が必要であり、『うるま市障害者自立支援協議会』を中心としたネットワークを構築し、障がい者の地域生活支援のための連携強化を図ります。障害者自立支援協議会は、各関係機関の密接な連携の中心となり、相互につなぎ情報を集約するなど、総合的な調整を図ります。

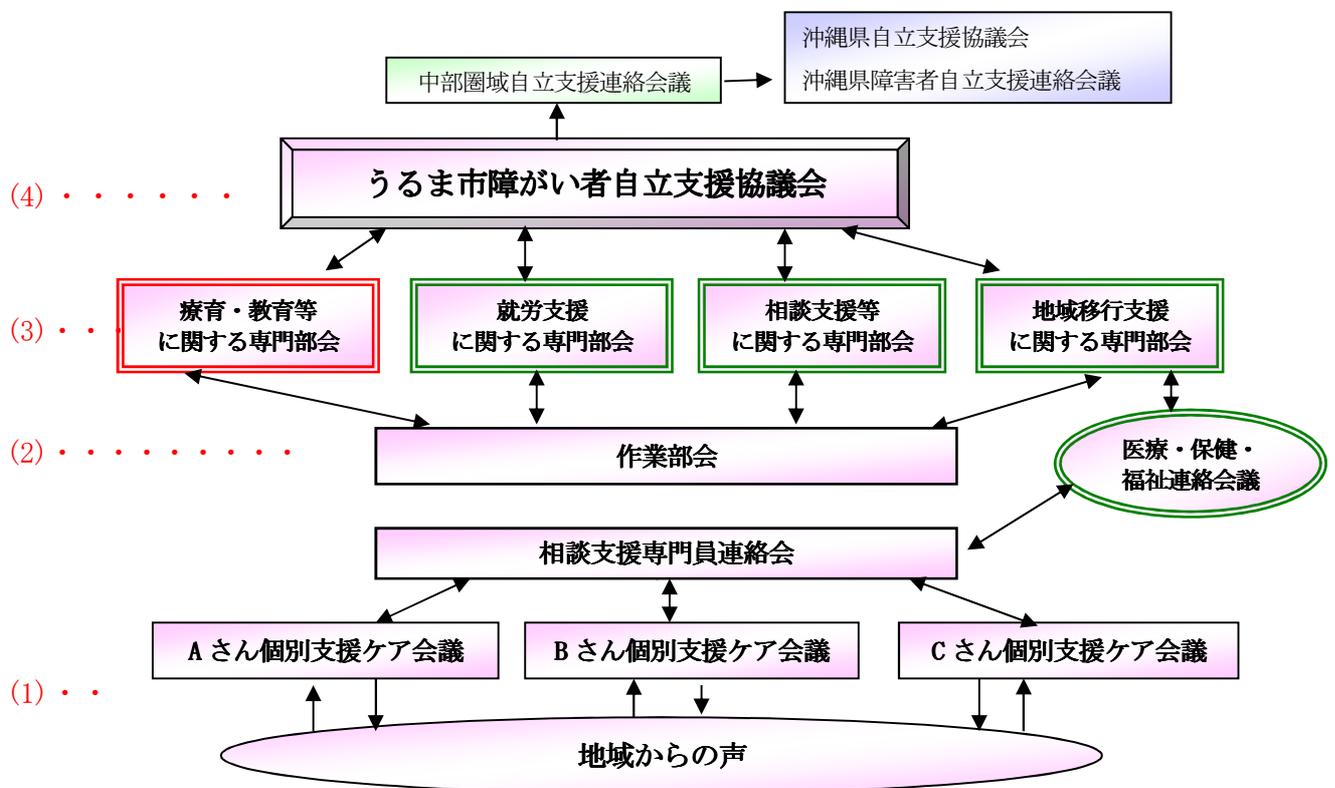


また、『うるま市障害者自立支援協議会』は、障がい者や市民、障がい福祉団体、保健・医療機関、教育・雇用機関等の関係者が協議会委員となり、障がい者の福祉の推進に必要な事項について、様々な角度から協議する機関となります。

各専門部会については、平成20年度にお試し住居に関する専門部会を発足、その後4専門部会（権利擁護・教育療育・セーフティネット・性教育）も追加され、個別支援から上げられた課題を解決するため、公的資源のみにとどまらず、新しい資源の開発も視野に入れて検討、討議されています。（下記体制図参照）

必要に応じて今後新たな専門部会の発足を行い、課題に対する解決策の協議を行い、適宜対応し、障がい者が自分らしく地域生活することを支援していきます。

うるま市障がい者相談支援体制



(1) 相談支援専門員は地域から処遇困難なケースがあがるとどのような支援が出来るのか個別支援ケア会議を行う

※**相談支援専門員**：指定特定相談支援事業所、市委託相談支援事業所の相談員。市民からの相談を受け、サービス調整や手続きの同行等の支援を行う。相談支援専門員は地域からの相談を第一線で受けて支援をするため、障がい者支援体制全体の要となっている。

※**個別支援ケア会議**：対象者が困っている事を解決するためや、対象者に対する具体的な支援の方向性を確認するため開催する会議。本人、家族、市役所関係課、学校、事業所、民生委員等、直接関わりをもって支援していく関係者が参加する。

(2) 個別支援ケア会議において解決できそうにない場合、作業部会において「あったらいいな支援」を検討

※**作業部会**：メンバーは市内の相談支援事業所の相談支援専門員と委託相談支援員及び市障がい福祉課が担当。

うるま市では「相談支援専門員連絡会」を月1回開催している。相談支援専門員が支援しているケースの経過報告と、個別支援ケア会議で解決が難しいケースについて支援の方法が他にないか話合う。

※**あったらいいな支援**：現制度では解決出来ないケースについて「こんなあったらいいな」という支援について話し合う。以後の流れの中で**新事業の立ち上げ等に関わる重要な内容**

(3) 専門的なアドバイスが必要な場合、専門部会を開く。専門部会の人選は作業部会で行い、自立支援協議会事務局が収集を行う。

※**専門部会**：「あったらいいな支援」を実現化するために専門的立場の関係者を招集し話し合われる場。公的サービスのみならず、インフォーマルサービスの開拓も視野に入れ、検討していく。

※自立支援協議会事務局：市障がい福祉課が自立支援協議会事務局となっている。

(4) 専門部会を開き、「あったらいいな支援」がどのような形で支援できるのか専門的な立場から検討し、市町村で解決出来ない場合は自立支援協議会にあげる

※**自立支援協議会**：専門部会から上がってきた「あったらいいな支援」が市町村段階で出来るかを検討し、市町村に既存する支援（事業）で対応出来るような場合は専門部会もどす。もし、市町村でつくれる支援（事業立ち上げ等）は市に提言する。市町村段階でも解決出来ない場合、中部圏域自立支援連絡会議に提言し、県協議会にあげてもらふ

(4) 計画の広報等

本計画について、計画書(概要版含む)のほか、市広報紙や市ホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、自治会や民生委員・児童委員など地域で活動する方々の協力を得て、障がい者をはじめとした地域住民への計画の周知・広報を行っていただくように、連携を図ります。

2. 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

障がいのある方が安心して生活を営むことができるよう、各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけでなく、専門職の確保が重要となります。専門職養成のための支援策や、福祉の現場における魅力ある職場づくりについて、関係団体・施設等と連携を持ち、取り組んでいきます。

(2) 職員等の資質向上

複雑・多様化しつつある市民ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、合理的配慮や障害者差別解消法、インクルーシブの考え方等について研修する機会を設け、行政職員の障がいのある方への理解と人権擁護意識の向上に努めます。

3. 計画の進行管理

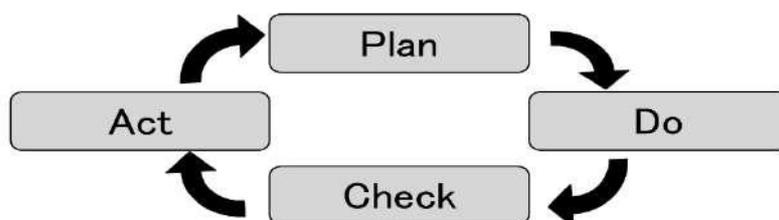
(1) 「うるま市障害者施策推進協議会による計画の点検

本計画の進行管理については、毎年度各課での自己評価により各事業・施策のチェックを行うほか、「うるま市障害者施策推進協議会」において計画の評価・点検といった進行管理を定期的実施します。

(2) 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCAサイクルによる計画の評価を行い、各施策の効果や改善点を明らかにし、今後の施策の充実を図ります。

(PDCAサイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す

4. 障がい者福祉計画の担当課一覧（第5章関連）

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	
(1) 権利擁護の推進、虐待の防止	
○障がい者の権利擁護にかかる相談の充実	障がい福祉課、社協
○日常生活自立支援事業の周知や利用促進	障がい福祉課、社協
○成年後見制度利用支援事業の周知や利用促進	障がい福祉課、社協
○権利擁護及び虐待の防止に関する普及・啓発	障がい福祉課、社協
○障がい者虐待に関する相談支援体制の整備	障がい福祉課、社協
○虐待の防止や早期対応の充実	障がい福祉課、社協
(2) 障害を理由とする差別の解消	
○差別の禁止や合理的配慮の提供に関する普及啓発	障がい福祉課
○市の行政機関等における配慮、社会的障壁の除去に係る施策の推進	障がい福祉課
○職場における差別禁止や合理的配慮の徹底促進	障がい福祉課
(3) 障害の理解・啓発の推進	
○障がいの理解についての啓発活動の推進	障がい福祉課
○イベントや講演会等における周知広報の充実	障がい福祉課、社協
(4) 福祉教育の推進	
○人権教育の充実	指導課、市民協働課
○幼児・児童生徒への福祉教育の推進	指導課、社協
○地域における福祉教育の推進	福祉総務課、社協
2. 保健・医療の推進	
(1) 障害の原因となる疾病等の予防	
○生活習慣病の予防及び重症化予防	健康支援課
○妊娠期の健康管理の充実	こども健康課
○乳幼児期における障がいの早期発見及び早期支援の充実	こども健康課
○発達障がい等に関する情報共有機会の確保	障がい福祉課、こども健康課、保育幼稚園課、指導課
○保健・医療サービス等に関する適切な情報提供	障がい福祉課、健康支援課、こども健康課
(2) 精神保健対策の充実	
○精神保健相談、訪問指導の充実	障がい福祉課
○精神保健に関する啓発活動の推進	障がい福祉課
○ピアサポート・ピアサポーターの充実	障がい福祉課
○心の健康を保持するための取り組みの充実	障がい福祉課、健康支援課
○精神障がい者の地域移行、定着支援の推進	障がい福祉課
○精神障害に対応した地域包括ケアシステムの体制整備	障がい福祉課
(3) 難病患者等への支援	
○難病患者への支援の充実	障がい福祉課、健康支援課、こども健康課

3. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進		
(1) 意思決定支援の推進		
○意思決定支援の推進		障がい福祉課
(2) 相談支援体制の構築		
○相談支援の充実		障がい福祉課
○適切なサービス等利用計画作成の促進		障がい福祉課
○児童発達支援センターの設置と相談の実施		障がい福祉課
○ピア活動の充実		障がい福祉課
(3) 地域移行支援の充実		
○グループホームの整備、利用促進		障がい福祉課
○地域移行支援、地域定着支援の充実、利用促進		障がい福祉課
○居住サポート体制の構築		障がい福祉課
○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備(再掲)		障がい福祉課
(4) 障がいのある子ども・子育て家庭に対する支援の充実		
○障害児通所支援をはじめとしたサービス提供の充実		障がい福祉課
○医療的ケアを必要とする障がい児への支援		障がい福祉課
○重度の障がい児への支援		障がい福祉課
○児童発達支援センターの設置推進		障がい福祉課
○幼児期の教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業等の整備や利用促進		こども未来課、保育幼稚園課、児童家庭課、指導課
○特別支援保育の充実		保育幼稚園課、こども未来課
○放課後児童対策の充実		こども未来課
○障がい児の発達支援体制の強化		障がい福祉課、こども健康課、保育幼稚園課、指導課
○認可外保育施設も含めた教育・保育施設等への巡回相談の充実		保育幼稚園課
(5) 障害福祉サービスの質の向上等		
○訪問系サービス、日中活動系サービスの充実		障がい福祉課
○居住系サービスの充実		障がい福祉課
○医療的ケアを含む支援の充実		障がい福祉課
○自立生活援助の推進		障がい福祉課
○意思決定支援の推進(再掲)		障がい福祉課
(6) 地域生活支援事業等の充実		
○地域生活支援事業の推進		障がい福祉課
○その他の事業の実施		障がい福祉課
(7) 福祉用具等の利用支援		
○補装具の給付		障がい福祉課
○日常生活用具の給付		障がい福祉課
○補装具、日常生活用具に関する情報提供の充実		障がい福祉課
(8) 障害福祉を支える人材の確保		
○専門職の確保		障がい福祉課
○障害福祉サービス等に従事する人材の確保、育成の支援		障がい福祉課

4. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実		
(1) 情報アクセシビリティの向上		
○障がい者に配慮した情報提供の充実	障がい福祉課、秘書広報課	
(2) 情報提供の充実		
○情報提供の充実	障がい福祉課、秘書広報課	
(3) 意思疎通支援の充実		
○コミュニケーション支援の充実	障がい福祉課、社協	
○情報やコミュニケーションを支援する機器の給付等	障がい福祉課	
(4) 行政情報のアクセシビリティ向上		
○ホームページ等の利用しやすさへの配慮	障がい福祉課、秘書広報課	
○災害発生時の障がい者への情報伝達の強化	防災基地渉外課、福祉総務課、障がい福祉課	
5. 教育の振興		
(1) 特別支援教育の充実		
○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築	指導課	
○特別支援教育の充実	指導課	
○校内支援体制の整備	指導課	
○障がい児が十分に教育を受けられるための合理的配慮	指導課	
○就学指導体制の充実	指導課	
(2) 学校施設のバリアフリー		
○学校施設のバリアフリー化の推進	教育施設課	
(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実		
○生涯学習の振興	生涯学習スポーツ振興課、生涯学習文化振興センター	
○公民館講座の開催と利用促進	生涯学習スポーツ振興課、生涯学習文化振興センター	
6. 雇用、就業、経済的自立の支援		
(1) 総合的な就労支援		
○就労支援のための連携の強化	障がい福祉課、商工労政課、保護課、社協	
○就労移行支援と定着支援の推進	障がい福祉課、商工労政課	
○市内就労支援事業所による shop=wプロジェクトへの支援の充実	障がい福祉課	
○障がい者就労施設等の物品等の優先購入推進	障がい福祉課	
○障がい児へのキャリア教育の推進	商工労政課、指導課	
(2) 障がい者雇用の促進		
○市における障がい者雇用の推進	職員課	
○障がい者雇用の呼びかけと障害者雇用率制度の啓発	障がい福祉課、商工労政課	
○雇用の場における障がいの理解や人権擁護の推進	障がい福祉課、商工労政課、職員課、社協	
○職場環境の改善促進	障がい福祉課、商工労政課	

(3) 福祉的就労の底上げ	
○福祉的就労の底上げ	障がい福祉課
(4) 経済的自立の支援	
○自立支援医療の給付及び制度の広報	障がい福祉課
○特別障害者手当等の支給	障がい福祉課
○重度心身障害者(児)医療費の助成	障がい福祉課
○特別児童扶養手当の支給	
○児童扶養手当の支給	児童家庭課
7. 文化芸術活動、スポーツ等の振興	
(1) 文化芸術活動の促進	
○障がい者の芸術・文化活動の充実	障がい福祉課
(2) 余暇・レクリエーション活動の促進や充実に向けた環境整備、支援	
○障がい者のレクリエーション活動の振興	障がい福祉課
○障がい者も含めた市民のためのレクリエーション機会の充実	生涯学習スポーツ振興課、障がい福祉課
(3) スポーツに親しめる環境の整備	
○障がい者のスポーツ活動の振興	生涯学習スポーツ振興課、障がい福祉課、社協
○うるみん等における運動施設の利用促進	健康支援課、生涯学習スポーツ振興課
(4) 障がい者関係団体の活動支援	
○障がい者関係団体の活動支援	障がい福祉課、社協
○障がい児(者)等の家族や発達に障がいを持つ当事者等交流促進	障がい福祉課
8. 安全安心な生活環境の整備	
(1) 住宅の確保	
○グループホームの整備、利用促進(再掲)	障がい福祉課
○居住サポート体制の構築(再掲)	障がい福祉課
○障がい者の公営住宅への入居の優遇	建築工事課
○障がい者にも優しい市営住宅の整備	建築工事課
(2) 移動しやすい環境の整備等	
○快適な歩行空間の整備	道路公園課、維持管理課
○交通安全対策の推進	市民協働課
(3) 障がい者に配慮したまちづくりの推進	
○公共建築物のバリアフリー化の推進	管財課、こども未来課、健康支援課、建築工事課、学校施設課、生涯学習スポーツ振興課
○多くの方が利用する民間建築物のバリアフリー化の促進	建築指導課
○障がい者用駐車スペースの適正利用促進	障がい福祉課
○障がい者等が利用しやすい公園の整備	道路公園課

(4) ボランティア活動等の推進	
○学校等におけるボランティア活動の推進	指導課、社協
○ボランティアの養成、育成の支援	障がい福祉課、社協
○障がい者によるボランティア活動の促進	障がい福祉課、社協
9. 防災、防犯等の推進	
(1) 防災対策の推進	
○防災対策の充実	防災基地渉外課、福祉総務課、障がい福祉課
○災害発生時の障がい者への情報伝達の強化(再掲)	防災基地渉外課、福祉総務課、障がい福祉課
○避難行動要支援者の支援体制の充実	福祉総務課、障がい福祉課
(2) 防犯対策の推進	
○防犯対策の充実	市民協働課、障がい福祉課
(3) 消費者トラブルの防止	
○消費者トラブルに関する情報提供	市民協働課、障がい福祉課
○消費者相談の充実	市民協働課、障がい福祉課

